日刊

(日曜日、

行 発

東京都

目

次

81

規 則

○東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則……………… -------(総務局総務部グループ経営戦略課)…

○東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……… -------(総務局人事部制度企画課) ---

○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(同)…

○東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則………

○東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則(二件)…………(同)…

○都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …(建設局道路管理部安全施設課)

○東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…

六

則 (教

規

則 入

1

規

○会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

L 七

令和三年十月二十日

雑 報

○東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則………

--------------------------東京都職員共済組合)…

○東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則…

規 則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月二十日

●東京都規則第二百九十九号

東京都知事

小

池

百 合子

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則 (平成十七年東京都規則第百九十二号)

0)

部を次のように改正する。

第二条の表中

高齢者医療·研究分科会

高齢者の医療及び研究

を

病院事業の経営 高齢者の医療及び研

K

高齢者医療·研究分科会

都立病院分科会

改める。

÷

三

第四条ただし書中「福祉保健局高齢社会対策部施設支援課において」の下に「、都立

病院分科会に係るものについては病院経営本部経営企画部総務課において」を加える。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

六

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都 合 子

小 池 百 \triangleright

従前の例による

●東京都規則第三百号

の一部を次のように改正する。 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十一号) 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

附則第二項中「令和三年東京都条例第五十号」を「令和三年東京都条例第八十五号」

「別表3の部⑴の項」を「別表3の項」に改め、同項に次の一号を加える。 福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、臨床検査技師又は救急救命士

するものに従事したとき。 が、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業務であって総務局長が指定 日額

附則第三項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改める。

当に関する条例施行規則の規定は、令和三年六月十二日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 **令和三年十月二十日**

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百一号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)

の一部を次のように改正する。

別表13の部(2)の項中「、避難勧告」を削る

1 この規則は、 公布の日から施行する。

視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより 支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に、この規則による改正前の警

東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

小

池

百 - 合子 令和三年十月二十日

●東京都規則第三百二号

東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第百九十

一号)の一部を次のように改正する。

別記様式別紙一中「□16号」を □17号」

則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則を公布する。

小

池

百

合子

令和三年十月二十日

●東京都規則第三百三号

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則

東京都特定個人情報保護評価規則(平成二十七年東京都規則第百九十六号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「第五十九条」を「第百二十七条」に改める。

則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和三

年法律第三十七号) 附則第一条第四号に規定する日から施行する

令和三年十月二十日

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都 小 池

百 合子 六章

自動車駐車場

(第十七条-第二十二条)」を

第七章

旅客特定車両停留施設の

●東京都規則第三百四号

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 東京都特定個人情報保護評価規則 (平成二十七年東京都規則第百九十六号)の一部を

第二条中「第百二十七条」を「第百三十条」に改める。

この規則は、 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三

年法律第三十七号)附則第一条第七号に規定する日から施行する。

都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布

東京都知事 小

池 百 合子

●東京都規則第三百五号

令和三年十月二十日

都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の一部を改正する

百六十九号)の一部を次のように改正する。

都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第

次中「歩道等」の下に 「乗合自動車停留所」 「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、 及び「路面電車停留場等」の下に「の構造」を加え、 「立体横断施 第

第六章 自動車駐車場の構造 (第

第八章 移動等円滑化のために必

十七条-第二十二条

構造(第二十三条-第三十一

に改める。

要なその他の施設等(第三十二条・第三十三条)」

る。 第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改め

3

二条に次の二号を加える。

自転車歩行者専用道路の有効幅員は、 四メートル以上とすること

四 歩行者専用道路の有効幅員は、二メートル以上とし、当該道路の存する地域及び

歩行者の交通の状況を考慮して定めること

第四条第一号中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、 同条第二

号中「除く。)」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える

「第三章 立体横断施設」を「第三章 立体横断施設の構造」に改める。

第九条第二号中 「装置」を「設備」に改め、同条第五号中「により、 籠外から籠 内

と籠内にいる者とが互いに」に改め、同条第六号及び第十一号中「装置」を「設備」に を」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設置することにより、 籠外にいる者

改める。

「第四章 乗合自動車停留所」を「第四章

「第五章 路面電車停留場等」を「第五章 路面電車停留場等の構造」に改める。

乗合自動車停留所の構造」に改める。

第六章 自動車駐車場」を「第六章 自動車駐車場の構造」に改める。

第二十二条第三項第二号及び第五号イ中「八十センチメートル」を「八十五センチメ

・トル」に改める。

第六章の次に次の二章を加える。

第七章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第二十三条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める基準は、 次に掲げるとおり

とする。

有効幅員は、 一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむ

を得ない場合は、 通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、

かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設ける

ときに限り、 有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。

戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ やむを得ない場合は、 有効幅は、 九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由により 八十五センチメートル以上とすることができる。

構造のものとする。

- る場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適したこととする。ただし、構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難であ2 条例第二十六条第二項に規定する規則で定める基準は、エスカレーターを設置する
- 3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、同項に規定する他の施設の3 条例第二十六条第三項に規定する。
- 一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。4 条例第二十六条第四項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- を容易に識別できるものとすること。
 イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差

段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること、

- 五センチメートル以上とすることができる。トル以上とすることとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十第二十四条 条例第二十七条に規定する規則で定める基準は、有効幅を九十センチメー
- 路の出入口について準用する。
 2 前条第一項第二号及び第三号の規定は、移動等円滑化が行われた通路及び公共用通
- (エレベーター)
- 一 籠の内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とす第二十五条 条例第二十八条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- られているものに限る。)にあっては、この限りでない。滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円
- 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
- この限りでない。
 を設けること。ただし、第一号ただし書に規定する構造のエレベーターにあっては、を設けること。ただし、第一号ただし書に規定する構造のエレベーターにあっては、
- レベーターについて準用する。(第九条第五号から第十一号までの規定は、移動等円滑化が行われた通路に設けるエー
- のとする。 行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるも行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるも移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥

3

2

(傾斜路)

- 九十センチメートル以上とすることができる。
 一 有効幅員は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、
- ーセント以下とすることができる。下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、十二パニ 縦断勾配は、屋内にあっては八パーセント以下、屋外にあっては五パーセント以
- トル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。 三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメー
- が行われた通路に設ける傾斜路について準用する。第十条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化

2

- (エスカレーター)
- 隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一基が基準を満たすことをもって足りるする。ただし、第三号及び第四号に掲げる基準については、複数のエスカレーターが第二十七条(条例第三十条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりと

時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 上昇専用のものと下降専用のものとをそれぞれ設置すること。ただし、 旅客が同

ーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上昇専用又は下降専用でないエスカレ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレ

 \equiv 踏み段の有効幅は、 八十センチメートル以上とすること。

ーターにおいては、この限りでない。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ

とする。

かつ、車止めを設けること。

第十一条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化が行われた通路に設けるエ

2

スカレーターについて準用する。

第二十八条 号まで、第十号及び第十一号の規定を準用する。 条例第三十一条に規定する規則で定める基準は、第十三条第二号から第八

こと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パー セント以下とすることができる。 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、 五パーセント以下とする

床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

条例第三十二条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とす ることができる。 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、 気象状況、

四 分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所 に供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部 、の進入を防止するための設備を設けること。 乗降場の縁端のうち、 誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の用

Ŧī. 乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造と

5

すること。

(便所)

第三十条 条例第三十四条に規定する規則で定める基準は、第二十二条の規定を準用す る。この場合において、第二十二条第三項第一号中「条例第二十条に規定する通路

(乗車券等販売所、 待合所及び案内所 とあるのは「移動等円滑化が行われた通路」と読み替えるものとする。

第三十一条 条例第三十五条第一項に規定する規則で定める基準は、 次に掲げるとおり

移動等円滑化が行われた通路と乗車券等販売所との間に設ける通路は、第二十三

条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十五センチメートル以上とすること。

口 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、 八十五センチメートル以上とすること

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、 傾斜路

を設ける場合は、この限りでない。

三 た構造とすること。ただし、 カウンターを設ける場合、そのうち一以上は、 常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応で 車椅子使用者の円滑な利用に適し

きる構造である場合は、この限りでない。

第八章

第三十二条 (案内標識 条例第三十七条第四項に規定する規則で定める基準は、 日本産業規格乙八

移動等円滑化のために必要なその他の施設等

二一〇に適合するものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十三条 条例第三十八条第二項に規定する規則で定める基準は、第九条第九号を準

則

用する。

この規則は、

公布の日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和三年十月二十日

●東京都規則第三百六号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

東京都知事

小

池

百

合子

同

東久留米特別支援学校

を

同表東京都西部学校経営支援センターの項中

同 同

小台橋高等学校 荒川商業高等学校

に改め、

同

荒川商業高等学校

を

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (平成九年東京都規則第五十三

号) の一部を次のように改正する

別表5の項支給範囲の欄中「、避難勧告」を削る。

則

1 この規則は、 公布の日から施行する。

2 より支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、 京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことに この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に、この規則による改正前の東

規 則 教

なお従前の例による。

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月二十日

東 京 都 教 育 委 員 会

●東京都教育委員会規則第三十二号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)

部を次のように改正する。

別表第一東京都東部学校経営支援センターの項中

●東京都教育委員会規則第三十三号

東京都立学校設置条例施行規則の一

部を改正する規則を公布する。

東 京

都

教 育 委 員

会

令和三年十月二十日

この規則は、

公布の日から施行する。

附 則 同 同

立川学園

東久留米特別支援学校

に改める。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則 (昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号) の一部

を次のように改正する。

別表一の項中

同 荒川商業高等学校

全日制

総合ビジネス科

定時制

商業科

荒川商業高等学校

の

同

同

小台橋高等学校

定時制

全日制

定時制

商業科 総合学科 総合ビジネス科

を

に

7 令和3年10月20日(水曜日)									東	京	į į	都	公	報									(増	刊一	81) 改
	令和三			この規則は、) L 附	改める。							同					同						同	改め、同表
	令和三年十月二十日員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。		規則	は、公布の日から施行する。		J							立川学園					久我山青光学園						久我山青光学園	同表三の項中
	一部を改正する		人	はする。				知的障害					- 聴覚障害		知的障害			視覚障害	_		 知的障害			 視覚障害	
東京都	規則を公布する						一 中 学 部	小学部	専攻科	高等部	中学部	小学部	幼稚部	中学部	小学部	中学部	小 学 部	幼稚部	1	中学部	小 学 学部 音	中 / 学 学 部 音	小 学 部	 幼 稚 部	
人事委員	૾ૺ									普通科									_						
会							<u> </u>					13	:								;	を			
則第三号)の一部を次のように改正する。	東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則(平成十五年東京都職員共済組合規東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	│◎東京都職員共済組合規則第三号	理事長 多羅尾 光 睦	東京都職員共済組合	令和三年十月二十日	東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。	雑報	この規則は、公布の日から施行する。	附則	第三条第六号中「署名」を「提出」に改める。	号)の一部を次のように改正する。	会計年度任用職員の人事記録に関する規則(平成二十七年東京都人事委員会規則第六	会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	◎東京都人事委員会規則第十一号	東京都人事委員会	令和三年十月二十日	会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。		この規則は、公布の日から施行する。	附則	第三条第六号中「第二条」を「第二条第一項」に、「署名」を「提出」に改める。	次のように改正する。	職員の人事記録に関する規則(昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号)の一部を	職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	◉東京都人事委員会規則第十号

●東京都職員共済組合規則第四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三

附 則 法律第五十七号)第二条第九号」に改める。 十五年法律第五十九号)第二条第一項」を 第十四条第二号ハ中 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 「個人情報の保護に関する法律(平成十五年 (平成

この規則は、

年法律第三十七号) 東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布す 附則第一条第四号に規定する日から施行する。

令和三年十月二十日

る

東京都職員共済組合

多 睦

理事長 羅 尾 光

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規

組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則

(平成二十七年東京都職員共済

東

保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「同条第九項」に改 護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)第二 条第八項に規定する行政機関をいう。)」に、 第二条第十三項中「及び行政機関の長等(行政機関」を「、 「独立行政法人等の保有する個人情報の 行政機関 (個人情報の保

第六条第二項中「第七条」を「次条」に改める。

「をいう。)」を削る。

タル庁」を加える。 (令和三年法律第三十六号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジ 第二十七条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁設置法

第三十五条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十一条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第

発 行

電話 〇三(五三二一)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

五十八号) 第四章」 を 「個人情報保護法第五章第四節」 に改める

第六条第二項、 年法律第三十七号) この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 則 第二十七条第一号及び第三十五条第二項の改正規定は、公布の日から施 附則第一条第四号に規定する政令で定める日から施行する。 ただし、

郵便番号 定 価 本号 箇月 三〇円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

郵便番号 ミックス 艇